| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 大阪府 | 一八、六〇〇円 | 六二〇円 | 一六〇円 | 二二〇円 | 二四〇円 |
| 兵庫県 | 一八、三〇〇円 | 六一〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二五〇円 |
| 奈良県 | 一八、六〇〇円 | 六二〇円 | 一六〇円 | 二二〇円 | 二四〇円 |
| 和歌山県 | 一八、六〇〇円 | 六二〇円 | 一六〇円 | 二二〇円 | 二四〇円 |
| 鳥取県 | 一八、〇〇〇円 | 六〇〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二四〇円 |
| 島根県 | 一八、九〇〇円 | 六三〇円 | 一六〇円 | 二二〇円 | 二五〇円 |
| 岡山県 | 一七、四〇〇円 | 五八〇円 | 一五〇円 | 二〇〇円 | 二三〇円 |
| 広島県 | 一八、〇〇〇円 | 六〇〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二四〇円 |
| 山口県 | 一八、〇〇〇円 | 六〇〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二四〇円 |
| 徳島県 | 一七、四〇〇円 | 五八〇円 | 一五〇円 | 二〇〇円 | 二三〇円 |
| 香川県 | 一七、七〇〇円 | 五九〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二三〇円 |
| 愛媛県 | 一七、七〇〇円 | 五九〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二三〇円 |
| 高知県 | 一八、〇〇〇円 | 六〇〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二四〇円 |
| 福岡県 | 一七、七〇〇円 | 五九〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二三〇円 |
| 佐賀県 | 一七、四〇〇円 | 五八〇円 | 一五〇円 | 二〇〇円 | 二三〇円 |
| 長崎県 | 一八、〇〇〇円 | 六〇〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二四〇円 |
| 熊本県 | 一七、四〇〇円 | 五八〇円 | 一五〇円 | 二〇〇円 | 二三〇円 |
| 大分県 | 一七、七〇〇円 | 五九〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二三〇円 |
| 宮崎県 | 一七、四〇〇円 | 五八〇円 | 一五〇円 | 二〇〇円 | 二三〇円 |
| 鹿児島県 | 一八、〇〇〇円 | 六〇〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二四〇円 |
| 沖縄県 | 一八、〇〇〇円 | 六〇〇円 | 一五〇円 | 二一〇円 | 二四〇円 |

## ○厚生労働省告示第六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十七条第一項及び第百九十九条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十六日から適用する。ただし、平成二十七年一月十五日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。

平成二十七年一月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1の見出しの次に次の段落を加える。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十七条第一項ただし書の規定により、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された同一の一般的名称の医薬品であって、容量のみが異なるものについて、同時に一の検定申請書において申請される検定の申請は、その手数料及び試験品の数量については、一件の申請とみなす。

1の生物学的製剤の表インフルエンザワクチンの項中「636,400円」を「765,000円」に、「732,300円」を「883,800円」に改め、同表インフルエンザＨＡワクチンの項中「490,800円」を「614,200円」に、「667,600円」を「802,400円」に改め、同表細胞培養インフルエンザワクチン（Ｈ５Ｎ１株）の項中「332,600円」を「424,400円」に、「144,100円」を「229,500円」に改め、同表沈降インフルエンザワクチン（Ｈ５Ｎ１株）の項中「563,000円」を「571,800円」に、「452,500円」を「459,600円」に、「161,600円」を「250,900円」に改め、同表沈降細胞培養インフルエンザワクチン（Ｈ５Ｎ１株）の項中「285,100円」を「305,600円」に、「141,700円」を「149,900円」に、「161,600円」を「250,900円」に改め、同表乳濁Ａ型インフルエンザＨＡワクチン（Ｈ１Ｎ１株）の項中「469,500円」を「579,400円」に、「616,300円」を「785,200円」に改め、同表乳濁細胞培養インフルエンザＨＡワクチン（Ｈ５Ｎ１株）の項中「99,300円」を「110,000円」に、「464,700円」を「577,900円」に、「321,400円」を「422,200円」に、「611,600円」を「784,100円」に、「468,200円」を「628,400円」に、「758,400円」を「990,200円」に、「615,000円」を「834,500円」に改め、同表乳濁細胞培養Ａ型インフルエンザＨＡワクチン（Ｈ１Ｎ１株）の項中「416,700円」を「519,200円」に改め、同表乳濁組織培養不活化Ａ型肝炎ワクチンの項中「3,935,800円」を「4,273,100円」に改め、同表乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンの項中「28,023,000円」を「25,635,800円」に、「13,885,000円」を「10,975,700円」に、「871,700円」を「948,700円」に、「380mL」を「300mL」に改め、同表ガスえそウマ抗毒素（ガスえそ抗毒素）の項中「231,200円」を「310,300円」に改め、同表乾燥ガスえそウマ抗毒素（乾燥ガスえそ抗毒素）の項中「258,300円」を「342,700円」に改め、同表不活化狂犬病ワクチンの項中「724,300円」を「922,600円」に改め、同表乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチンの項中「726,600円」を「920,400円」に改め、同表コレラワクチンの項中「160,200円」を「257,100円」に改め、同表乾燥ジフテリアウマ抗毒素（乾燥ジフテリア抗毒素）の項中「258,300円」を「342,700円」に改め、同表ジフテリアトキソイドの項中「687,400円」を「1,241,400円」に、「516,100円」を「695,400円」に改め、同表沈降ジフテリアトキソイドの項及び同表成人用沈降ジフテリアトキソイドの項中「687,400円」を「1,241,400円」に、「516,100円」を「695,400円」に改め、同表ジフテリア破傷風混合トキソイドの項及び同表沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドの項中「1,575,600円」を「2,615,700円」に、「920,400円」を「1,235,800円」に改め、同表水痘抗原の項中「399,300円」を「433,500円」に改め、同表乾燥弱毒生水痘ワクチンの項中「830,000円」を「952,100円」に改め、同表４価髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）の項中「171,800円」を「253,500円」に改め、同表腸チフスパラチフス混合ワクチンの項中「255,800円」を「395,600円」に改め、同表精製ツベルクリン（一般診断用）の項中「426,700円」を「511,700円」に改め、同表痘そうワクチン（痘苗）の項中「622,700円」を「709,100円」に、「714,300円」を「765,300円」に改め、同表乾燥痘そうワクチン（乾燥痘苗）の項中「622,700円」を「709,100円」に、「1,411,800円」を「1,497,200円」に改め、同表細胞培養痘そうワクチンの項中「1,341,900円」を「1,421,900円」に、「最終バルク」を「原液を最終バルクと同濃度に希釈したもの」に、「701,100円」を「748,800円」に、「734,900円」を「821,600円」に改め、同表乾燥細胞培養痘そうワクチンの項中「1,341,900円」を「1,421,900円」に、「最終バルク」を「原液を最終バルクと同濃度に希釈したもの」に、「1,398,700円」を「781,200円」に、「1,484,900円」を「854,000円」に、「40本」を「25本」に、「30本」を「20本」に改め、同表日本脳炎ワクチンの項中「788,300円」を「833,700円」に改め、同表乾燥日本脳炎ワクチンの項中「815,400円」を「866,100円」に改め、同表乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの項中「815,400円」を「808,300円」に、「98本」を「86本」に改め、同表肺炎球菌ワクチンの項中「581,600円」を「606,800円」に、「65本」を「55本」に改め、同表沈降７価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の項中「457,800円」を「484,000円」に、「32本」を「30本」に